4　一般公衆の実効線量の評価（注８）

⑴　気体状の放射性廃棄物による実効線量

| 気体状の放射性廃棄物による実効線量 | 線量評価地点における線量 | 排気口からの方位及び距離 | |
|---|---|---|---|
| | μSv／年 | 方位 | 距離　km |

⑵　液体状の放射性廃棄物による実効線量

| 液体状の放射性廃棄物による実効線量 | μSv／年 |
|---|---|

注１　「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」及び「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度」について

⑴　「測定の箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。

⑵　排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質が放出されなかつた場合は、「放出実績なし」と記載すること。

⑶　記載する数値は、有効数字２桁、指数表示とすること。

⑷　「放射性物質の種類別の年間放出量」の算出方法及び「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ＮＤ）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。

⑸　１⑴①の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

⑹　１⑵のそれぞれの表について、測定している放射性物質の種類を記載すること。なお、測定している放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

２　保安規定に定められた期間についての平均濃度の３月間における最高値を記載すること。

３　３月間における放出量の１日当たりの平均値を記載すること。

４　保安規定に定められた期間当たりの放出量の３月間における最高値を記載すること。

５　３月間における放出量の合計値を記載すること。

６　「液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について

⑴　低レベル及び高レベル固体廃棄物について、原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。

⑵　200リットルドラム缶に入つていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。

⑶　ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

⑷　ガラス固化体等特定の容器を使用しているものは、当該容器の本数を記載するとともに、注釈として容器の容量等を明記すること。

⑸　工場又は事業所の保管方法に合わせ、廃棄体又は廃液についての高レベル／低レベルの区分を変更しても良い。